

鏡野町公告第 46 号

鏡野町立地適正化計画策定業務を行うにあたり、公募型プロポーザルにより計画策定支援を実施する事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年7月20日

鏡野町長 山崎 親男

記

1 業務に関する事項

① 業務名

鏡野町立地適正化計画策定支援業務

② 業務の目的

本町では、人口減少・少子高齢化の進行、都市の低密度化や郊外部の過疎化への対応に加え、増大する公共施設の老朽化対策、空き家や空き地などの余剰空間資源の有効活用等が必要とされており、地域を取り巻く環境に大きな変化が見られている。

しかし、このような厳しい環境下にあっても、今後も長期的に都市・地域の活力を維持し、安心・安全で持続発展可能なまちづくりが求められている。このことを踏まえ本業務において、本町における地方創生を推進し、地域の活力向上を図り、持続可能なまちづくりを実現するためのコンパクトシティ・プラス・ネットワークの取組みを具体化する計画として「立地適正化計画」を策定する。

③ 履行期間 契約日の翌日から令和8年2月28日まで

2 参加者の条件

本プロポーザルへの参加条件は、次のとおりとする。

① 岡山県内に本店または事業所を有すること。

② 平成25年4月以降において、立地適正化計画の策定または改訂実績を有すること。

3 参加者の資格要件

本プロポーザルへの参加資格は、次のとおりとする。

① 町に入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿(都市・地方計画)に登録済みであること。地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

② 公示日現在から受託候補者特定の日において、鏡野町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程による指名停止及び鏡野町物品購入及び役務の提供等に係る入札参加資格審査規定による入札参加の停止を受けていないこと。

③ 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。

④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていな

いこと、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。

- ⑤ 鏡野町暴力団排除条例(平成23年鏡野町条例第16条)第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等が団体の運営に関与していないこと。

4 応募に関する事項

① 受託候補者の特定方法

「鏡野町立地適正化計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領」に基づいて、立地適正化計画の策定支援に係る提案を公募のうえ、透明性及び公平性の確保に十分留意して提案内容を総合的に評価し、最も評価の高い者を受託候補者とする公募型プロポーザル方式により募集する。

② 募集及び選定等のスケジュール

実施事項	スケジュール
公告	令和5年7月20日(木)
質問受付期間	令和5年7月20日(木)～令和5年7月25日(火)
質問回答日	令和5年7月26日(水)
参加表明書等受付期間	令和5年7月20日(木)～令和5年8月4日(金)
参加資格審査通知日	令和5年8月 7日(月) 予定
企画提案書受付期間	令和5年8月10日(木)～令和5年8月25日(金)
ヒアリング実施予定日	令和5年8月31日(木)
特定結果通知及び公表	令和5年9月 1日(金) 予定
契約締結	令和5年9月中旬

5 提案上限額

実施要領 1. 業務概要 (5)契約金額の上限 のとおりとする。

6 その他

詳細は、実施要領のとおりとする。

7 本業務に係る問合せ

鏡野町役場 総合政策室

所在地 〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田 660

電 話 (0868)54-2983(直通)

FAX (0868)54-2988

E-mail sougou@town.kagamino.lg.jp